

令和4年度事業計画

これまで本会は公益社団法人として、産業廃棄物の適正処理等に係る普及啓発、教育研修、指導相談、調査研究等に関する事業及び産業廃棄物処理業の振興に関する事業を行ってきました。今年度は、これらの諸課題に一層と力強く取り組むとともに、産業廃棄物の適正処理の確保、不法投棄の防止及び資源循環等の取組みを促進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上、持続可能な循環型社会の形成及び地球環境保全等の公益の増進に寄与し、公益法人にふさわしい事業に取り組めます。

以下、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業として具体的に計画した内容を示します。

I 産業廃棄物の適正処理のための法定事項の普及啓発及び不適正処理の防止を図る事業

1. 法定事項の遵守に向けた普及啓発

1) 産業廃棄物の適正処理推進事業

産業廃棄物の適正処理を推進するため、排出事業者等からの廃棄物処理の各種相談に応じ助言を行います。相談の対応は、廃棄物処理法に関する講演・執筆等を行っている役員及びその役員の監督指導の下、法人役職員が行います。

・各種講習会の実施協力

処理業者の態勢整備や特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等を普及促進するため、処理業者や排出事業者を対象に、本会作成の普及啓発用冊子「(よくわかるシリーズ3) 優良認定のながれ」、「(よくわかるシリーズ4) 廃棄物のトリセツ」及び「(よくわかるシリーズ5) 安全処理のすすめ」等により広く周知し、許可申請・優良産廃処理業者認定制度や廃棄物・安全衛生管理に関する助言を行うとともに、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター主催の各種講習会等の実施に協力します。

なお、その実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための措置としてオンライン講義が行われ、その受講者が試験のみを三密対策が講じられた会場で受けることとする方式で進められます。

・収集運搬車両表示板の普及啓発

産業廃棄物の収集運搬基準の遵守徹底を図るため、排出事業者や収集運搬業者等を対象に、本会作成の普及啓発用冊子「(よくわかるシリーズ2) 運搬のルール」等により広く周知し、収集運搬や積替保管の方法等に関する助言を行うとともに、本会が作成する収集運搬車両表示板の頒布を行います。

・建設廃棄物処理委託契約書の普及啓発

産業廃棄物の処理委託基準の遵守徹底を図るため、排出事業者等を対象に、本会作成のパンフレット「建設廃棄物 3R・適正処理の手引き」により広く周知し、解釈

や運用に関する助言を行うとともに、建設業界で多く使用されている「建設廃棄物処理委託契約書」等の頒布を行います。

- ・フェニックス埋立処分場の申込支援

適正で安定した産業廃棄物の最終処分を確保するため、大阪湾広域臨海環境整備センターが運営する公共関与型の埋立処分場への申込みを支援します。

- ・令和4年度第2次労働災害防止計画の拡大実行

産業廃棄物処理に係る安全衛生水準の底上げを図っていくため、別紙計画で示した取組みについて対象範囲を非会員にまで拡大し実行します。

2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の普及啓発

マニフェスト制度の普及啓発のため、マニフェストの頒布を行うとともに廃棄物処理法や関係法令の周知を行い、廃棄物の適正処理の周知と不適正処理防止を図ります。

- ・電子マニフェストの加入促進及び既加入者への対応強化

電子マニフェストの加入を促進するため、排出事業者や処理業者を対象に、本会作成の普及啓発用冊子「(よくわかるシリーズ1) マニフェストのしくみ」等により広く周知し、運用に関する助言や導入事例の紹介を行うとともに、希望者の加入を支援します。また、ホームページにおいてDVDを上映する等、既加入者への対応も強化し、その定着を図ります。

2. 不適正処理の防止に向けた取組み

会員が保有の車両に本会の名称をプレート表示して、府域をブロックごとに10回程度巡視し、不適正処理の状況把握に努め行政機関に報告し、その未然防止及び不適正処理の早期是正を図ります。

また、街頭等で普及啓発用のグッズを無償頒布することを通じて、不適正処理の防止を呼びかけ産業廃棄物の適正処理を確保します。

3. 産業廃棄物の適正処理推進に関する調査研究

①廃棄物再生基準の検討と用途拡大に向けた調査研究

再生砕石や建設汚泥処理物等に係る資源循環の滞留を是正し、より健全な循環型社会形成を推進するため、引き続き、廃棄物を再生するための基準（卒業基準）検討や再生後の用途拡大に向けた調査研究を行い、関係団体との連携を通じて行政機関に意見を提出します。

②廃棄物処理に係る業務従事者の安定確保に向けた調査研究

国内における労働人口の減少と高齢化が進む中で、産業廃棄物処理業の維持に及ぼしている影響について調査し実態を把握します。また、その過程において、雇用対象

の範囲拡大や雇用形態・条件の柔軟化を図り問題の改善に成功している事例を収集し情報提供します。一方、新卒者や第二新卒者をはじめとする求職者に対しては、産業廃棄物処理業のやりがい、従事内容の例、標準的なキャリアアップの流れ等を説明して業界への関心及び理解を促し、就職とその定着に繋げるための機会・手法について検討します。

③今後の廃棄物処理のあり方に関する意見交換会の実施

廃棄物処理法に関する諸課題や総合環境事業としての産業廃棄物処理業の可能性に対する考えを整理しながら、今後の廃棄物処理のあり方について、適宜、大阪府等と意見交換を図るための勉強会を実施します。また意見交換を進めていく中で、統計データの収集・整備に係る大阪府等との連携についても、引き続き、協議します。

4. 研修会、講習会等の開催

1) 廃棄物処理法に関する基本事項習得のための講習会の開催

廃棄物処理法や関係法令に関する実務レベルの知識・技能の習得を目的とした「廃棄物管理士講習会」を6回程度（定員600名程度）開催します。また、修了後も最新の法令改正や実務に必要な知識・技能を定期的に習得することにより、本会認定の廃棄物管理士に対する社会的信頼度を、これまで以上に向上させていくため、その資格に有効期間を設け5年ごとの修了を更新の要件とします。

2) 事業者の資質向上を図るための研修会の開催

産業廃棄物の適正処理に関する排出事業者や処理業者の資質の向上を図るため、各種研修会を企画・開催します。

| 種類 | 回数 | 定員 |
|------------------------|------|--------|
| 優良認定推進研修会 | 1回程度 | 20名程度 |
| 産廃塾 | 2回程度 | 40名程度 |
| リスクアセスメント推進研修会 | 1回程度 | 50名程度 |
| リスクアセスメント推進研修会（経営者コース） | 1回程度 | 50名程度 |
| 廃棄物収集作業向上研修会 | 1回程度 | 50名程度 |
| 施設見学会 | 1回程度 | 50名程度 |
| 廃棄物管理士応用実務セミナー | 2回程度 | 100名程度 |
| 合計 | 9回程度 | 360名程度 |

5. その他

上記1から4までの事業に附随するものとして、次のようなことも行います。

①書籍等の編集発行

産業廃棄物の適正処理推進のための書籍等を編集し、発行します。

| 種類 | 発行部数 | 備考 |
|-------------------|--------|-----------------|
| Clean Life Vol.87 | 400部 | 機関誌 |
| Clean Life Vol.88 | 400部 | 機関誌 |
| Clean Life Vol.89 | 400部 | 機関誌 |
| Clean Life Vol.90 | 400部 | 機関誌 |
| Clean Life オンライン | — | 電子版速報紙（適宜配信） |
| 会員名簿・マップ | 400部 | 令和4年度版 |
| 廃棄物管理士講習会テキスト | 900部 | 令和4年度版（増刷） |
| manifestoのしくみ | 1,000部 | 普及啓発用冊子（増刷） |
| 運搬のルール | 500部 | 普及啓発用冊子（増刷） |
| 優良認定のながれ | 500部 | 普及啓発用冊子（増刷） |
| 廃棄物のトリセツ | 1,000部 | 普及啓発用冊子（増刷） |
| 安全処理のすすめ | 500部 | 普及啓発用冊子（増刷） |
| | — | 映像教材（新規オンライン配信） |

②委員の派遣

産業廃棄物の適正処理の推進を目的として関係機関・団体等が実施する会議の委員に役職員を派遣します。

II 産業廃棄物処理に関わる優良事業者の育成及び環境に関する教育研修事業

1. 優良事業者育成のための産廃フォーラムの開催

持続可能な循環型社会の形成、並びに地球環境の保全を目指し、優良事業者の育成及び優良事業者が社会的に受け入れられやすい環境の整備を図るため、一般府民への教育研修を旨とする講演・パネルディスカッションを開催します。

2. 調査研究に基づく優良事業者の育成

先進的な産業廃棄物の管理体制や処理・リサイクル技術を有する優良事業者の育成を目指して、これらの先進的な取組みについて調査研究します。

・廃棄物処理先進事例調査

実地調査の成果を、適宜、速報として本会機関誌「Clean Life」に掲載します。

なお連載が一定数に達した段階で、それらを取りまとめ、業績書「廃棄物法制等普及促進シリーズ」として発行する予定です。

3. 環境の保全活動の推進に対する助成

環境の保全と産業廃棄物処理の適正化推進を図るため、ホームページ等での公募により、環境問題の啓発及び環境教育のための事業や産業廃棄物の適正処理を推進する事業等に対して、環境基金運営委員会による厳正な審査を経て助成を行います。

Ⅲ 産業廃棄物処理に必要な事務管理の電子化推進事業

産業廃棄物処理において求められる事務管理について、処理業者のための電子契約に係る所要のシステムを整備し、これを業界標準として普及促進させていくことを通じ、効率的で透明性のある産業廃棄物の処理委託基準の遵守徹底、ひいては産業廃棄物のさらなる適正処理の推進及び確保を図ります。

また、電子契約による産業廃棄物の処理の委託を広く促進し、その定着を図るため、啓発セミナーの企画開催や教育コンテンツのオンライン配信等を行います。

Ⅳ 災害廃棄物の処理の支援等の事業

大阪府との間において締結している「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」等に基づいて地震等大規模災害により倒壊又は焼失した建築構造物等の解体及び撤去に伴って生ずるコンクリート塊、木くず、金属くず等及びこれらの混合物の撤去、収集運搬、処理・処分、その他必要な事業について、府内市町村及び一部事務組合に協力し、迅速かつ適正に災害廃棄物の処理等を支援します。

また、その支援がより円滑で適切なものとなるよう、処理業者に対し協力可能な資機材等を定期的に事前調査、把握するとともに、府内市町村等との間においては同様の協定を個別かつ直接に締結していくための協議を進め、演習形式による関係機関・団体等との訓練の成果を通じ、必要資料の整備・提供も図りながら、随時、実行していきます。

Ⅴ 会員及び会員の従業員の意見交換、福利厚生

1. 会員に対する法令集、技術資料集、手引書等の配布

産業廃棄物の適正処理の推進や処理業の経営強化に有用な書籍・資料が刊行・発表されたときは、これらを購入・入手し、会員に配布します。

2. 会員及び会員の従業員の意見交換、福利厚生

会員及び会員の従業員の活気を養うため、各位の懇親や親睦を深める会を催します。

Ⅵ 組織の強化（法人管理ほか）

1. 入会の促進

未入会の排出事業者や処理業者に向けて、あらゆる機会に入会を促し、また会員に対する様々な支援にも努めて本会の維持を図ります。とりわけ排出事業者による入会を積極的に進めることにより、あらゆる業種の事業者が産業廃棄物の適正処理に貢献できる

ための団体として本会を発展させていきます。

2. 各種表彰の推薦等

表彰候補者を選考し、関係機関・団体等による表彰に推薦するほか、本会による表彰も行います。

3. 理事会・委員会等の運営

本会が実施しようとする事業の企画、決定、管理のため、必要な会議を開催します。

4. ホームページの拡充

本会が実施する事業等について周知のための広報や有用となる情報開示・提供の強化を図るとともに、多様な活用や利便性に配慮すべく、前年度に引き続き、ホームページをさらに拡充します。

5. 寄附金取扱規程等の整備

本会による公益目的事業の強化・拡充のため、寄附金の取扱いを明確で透明性の高いものとするにより、これまで以上に、外部に対して寄附を積極的に募っていくこと趣旨とした寄附金取扱規程を整備し、ホームページやパンフレット等において掲載します。

なお、その他の規程、規則、要綱、要項、要領等についても、既定のものは本来の目的と運用の実態に照らして必要な見直しを行い、また不足のものが判明した場合は、これを速やかに整備します。

6. 職員の資質向上

職員を本会内外の研修やセミナー等に派遣して、これまで以上に相談指導能力、調査研究能力、企画調整能力、会計処理能力等の向上を図り、事務機能の強化に努めます。

公益社団法人大阪府産業資源循環協会における令和4年度第2次労働災害防止計画

制定 令和4年1月26日

1. はじめに

公益社団法人全国産業資源循環連合会（以下「連合会」という。）においては令和2年度からの3年間を期間とする「産業廃棄物処理業における第2次労働災害防止計画」を策定し、令和4年に死傷災害996人、死亡災害16人を下回ることを目標に掲げている。

この目標達成に向けて、大阪府内の労働災害の発生状況、安全衛生活動のアンケート調査結果から、当年度に実施すべき事項を定め、会員企業が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準の尚一層の底上げを図っていくものとする。

2. 目標

(1) 令和4年の死亡者数をゼロにする。

(2) 令和4年の休業4日以上死傷者数を平成24～26年の実績平均に比して、20%以上減少させる。

(平成24～26年の平均：41件 → 令和4年の目標：32件以下)

【参考】産業廃棄物処理業における災害発生状況 災害発生件数／大阪府下休業4日以上の件数（大阪労働局労働基準部安全課提供）

- 平成23年：43件
- 平成24年：30件
- 平成25年：44件
- 平成26年：48件
- 平成27年：41件
- 平成28年：60件
- 平成29年：60件
- 平成30年：63件
- 令和元年：87件
- 令和2年：52件
- 令和3年：77件（令和3年12月時点速報値）

3. 重点実施事項

安全衛生規程を整備している会員企業数を増加させる。

4. 令和4年度活動目標

2に示す目標を達成するため、令和4年度における活動目標を次のとおり設定する。

(1) 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数を前年度に比して 35%以上増加させる。

(令和3年度) : 166社 → (令和4年度) : 225社以上)

(2) 本会が実施している安全衛生事業を認知する会員企業数を前年度に比して 35%以上増加させる。

(令和3年度) : 138社 → (令和4年度) : 187社以上)

【参考】 本会が実施している安全衛生事業 (独自資料による啓発)

- 『産業廃棄物処理業に関するBCP策定ガイドライン (第2版)』
- 『産業廃棄物処理業におけるヒヤリ・ハットの事例分析 (第2版)』
- 『安全処理のすすめ』
- 『廃棄物収集作業マニュアル (第3版)』

(3) 本会が実施している安全衛生研修会に参加又は当年度に参加を予定する会員企業数を前年度に比して 35%以上増加させる。

(令和3年度) : 68社 → (令和4年度) : 92社以上)

【参考】 本会が実施している安全衛生研修会

- 産業廃棄物処理業におけるBCP策定啓発セミナー
- 産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント推進研修会
- 廃棄物収集作業向上研修会

(4) 連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールを認知する会員企業数を前年度に比して 35%以上増加させる。

(令和3年度) : 109社 → (令和4年度) : 148社以上)

(5) 安全衛生パトロールを実施又は実施を予定している会員企業数を前年度に比して 35%以上増加させる。

(令和3年度) : 97社 → (令和4年度) : 131社以上)

(6) ヒヤリ・ハット活動を実施又は実施を予定している会員企業数を前年度に比して 35%以上増加させる。

(令和3年度) : 105社 → (令和4年度) : 142社以上)

(7) リスクアセスメントを実施又は実施を予定している会員企業数を前年度に比して 35%以上増加させる。

(令和3年度) : 76社 → (令和4年度) : 103社以上)

(8) **〈重点実施事項〉** 安全衛生規程を整備又は整備を予定している会員企業数を前年度に

比して 35%以上増加させる。

(令和3年度)：60社 → (令和4年度)：81社以上)

(9)法令に基づく安全衛生管理体制を構築又は構築を予定している会員企業数を前年度に比して 35%以上増加させる。

(令和3年度)：114社 → (令和4年度)：154社以上)

5. 令和4年度活動目標を達成するための本会における取組み

4(1)～(9)に示す令和4年度活動目標を達成するための具体的方策を、次のとおり設定する。

(1)第3次労働災害防止計画に向けた会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答促進を図る。

- ① 定期刊行している『Clean Life』(以下「機関誌」という。)と『Clean Life オンライン』(以下「メルマガ」という。)を併用して会員企業へ適宜依頼し、回答数増加に努める。
- ② 本会が実施する安全衛生事業や安全衛生研修会等を通じて協力を呼びかける。
- ③ 定期的に危機管理委員会(以下「委員会」という。)を開催し、本調査の推進を図る。

(2)本会が実施している安全衛生事業の認知向上を図る。

- ① 本事業について、ウェブサイト、機関誌、メルマガ等を併用して従前以上の広範で積極的な会員企業への情報提供を行う。
- ② 本事業の周知徹底を目的とした安全衛生ポスターを作成する。
- ③ 本事業の強化を目的として、平成29年度に定めた「安全衛生表彰要綱」に基づく表彰制度に従い、例年度に引き続き、安全衛生に係る優良な企業・事業所や従業員等を表彰する。
- ④ ③に加え、労働安全衛生分野に係るコンサルタント等専門家の知見と協力を得ながら令和元年度に刊行した『安全処理のすすめ』を普及促進するとともに、①のとおり情報提供を行う。
- ⑤ 定期的に委員会を開催し、本事業の推進を図る。

(3)本会が実施している安全衛生研修会の参加促進を図る。

- ① 本研修会について、ウェブサイト、機関誌、メルマガ等を併用して従前以上の広範で積極的な会員企業への周知徹底を図る。
- ② 行政機関等の窓口に案内チラシを置く等、本研修会の周知徹底を目的とした協力を依頼する。
- ③ 本研修会以外で本会が実施する研修会、セミナー、イベント等で案内チラシを配布する等、会員企業への周知徹底を図る。
- ④ 大阪労働局労働基準部安全課や中央労働災害防止協会等の各種専門機関及び関係

団体に講師派遣を依頼し、研修内容の強化充実を図る。

- ⑤ 産業廃棄物処理業者が取り組んでいる安全衛生活動に係る情報を広く収集し、参考事例や事故事例の発表等を通じた会員企業への有益な情報提供を行う。
- ⑥ 本研修会においてアンケート調査を実施する等、参加者からの意見・感想等を十分に分析し、研修の内容や回数、開催時間等について改善の余地がないか検討する。
- ⑦ 定期的に委員会を開催し、本研修会の推進を図る。

(4) 連合会等が提供している安全衛生活動の支援ツールの認知向上を図る。

- ① 本支援ツールについて、連合会が作成した『安全衛生活動に係るパンフレット』を活用する等、会員企業への有益な情報提供を行う。
- ② 例年度に引き続き、本会のウェブサイト「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」(連合会)、「安全衛生規程作成支援ツール」(連合会)、「リスクアセスメントの実施支援システム」(厚生労働省)、「労働災害事例」(厚生労働省)へのリンクを張る。

【参考】各ウェブサイトページリンク先

- 安全衛生サイト (連合会)
 - 「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」
<https://www.zensanpairen.or.jp/hiyari/home.html>
 - 「安全衛生規程作成支援ツール」
<https://www.zensanpairen.or.jp/kitei/form.html>
- 職場のあんぜんサイト (厚生労働省)
 - 「リスクアセスメントの実施支援システム」
https://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html
 - 「労働災害事例」
https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai_index.html

- ③ その他、連合会が作成した「安全・健康で働くために」(映像ツール)等の紹介を通じて未熟練労働者に対する安全衛生教育の推進を図る。

(5) 会員企業における安全衛生パトロールの実施促進を図る。

- ① 連合会が作成した『安全衛生チェックリスト(平成30年7月改訂版)』の活用について、本会が実施する安全衛生研修会を通じて会員企業への普及啓発を図る。
- ② 会員企業における安全衛生パトロールによる改善事例等の情報を広く収集し、導入が遅れがちな会員企業への支援として情報提供を行う。
- ③ トップが関与して安全衛生パトロールを行うことを呼びかける。
- ④ 定期的に委員会を開催し、安全衛生パトロールの推進を図る。

(6) 会員企業におけるヒヤリ・ハット活動の実施促進を図る。

- ① 産業廃棄物処理業者から「ヒヤリ」又は「ハット」した事例等の情報を広く収集

し、会員企業への有益な情報提供を行う。

- ② 連合会が作成した「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の活用について、本会が実施する安全衛生研修会や本会のウェブサイト等を通じて会員企業への普及啓発を図る。
- ③ (4)②のとおり、本会ウェブサイトに関連ウェブサイトページへのリンクを張る。
- ④ 定期的に委員会を開催し、ヒヤリ・ハット活動の推進を図る。

(7) 会員企業におけるリスクアセスメントの実施促進を図る。

- ① 厚生労働省・中央労働災害防止協会が作成した『産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントマニュアル』及び『産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント～災害ゼロをめざして！！～』（同資料編を含む。）、連合会が作成した講義用パワーポイント資料等を適宜活用し、会員企業におけるリスクアセスメント定着に向けた安全衛生研修会を継続的に実施する。また、導入が遅れがちな会員企業へ呼びかける等、リスクアセスメントの確実な実施を推進する。
- ② 会員企業におけるリスクアセスメントによる改善事例等の情報を広く収集し、導入が遅れがちな会員企業への支援として情報提供を行う。
- ③ (4)②のとおり、本会ウェブサイトに関連ウェブサイトページへのリンクを張る。
- ④ 定期的に委員会を開催し、リスクアセスメントの推進を図る。

(8) **重点実施事項** 会員企業における安全衛生規程の整備促進を図る。

- ① 安全衛生規程を整備することの必要性について、本会が実施する安全衛生研修会を通じて従前以上の広範で積極的な会員企業への周知徹底を図る。
- ② 連合会が作成した『産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説（令和元年5月改訂版）』の活用について、本会が実施する安全衛生研修会を通じて会員企業への普及啓発を図る。
- ③ (4)②のとおり、本会ウェブサイトに関連ウェブサイトページへのリンクを張る。

(9) 会員企業における安全衛生管理体制の構築促進を図る。

- ① 安全衛生管理体制を構築することの必要性について、本会が実施する安全衛生研修会を通じて従前以上の広範で積極的な会員企業への周知徹底を図る。
- ② (4)②のとおり、本会ウェブサイトに関連ウェブサイトページへのリンクを張る。

以上